

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、社会的責任と公共的使命を果たすなか、経営の健全性、効率性及び透明性を高めることで、ステークホルダーであるお客さま、株主の皆さま等から高い評価と揺るぎない信頼を確立し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

そのため、株式会社東京証券取引所による「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重し、実効的なコーポレートガバナンスの実現に向け、次の5つの基本方針を掲げて取り組んでまいります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保するとともに、権利行使に係る適切な環境を整備します。
- (2) 企業の社会的責任(CSR)への取り組みを強化するとともに、地域社会、お客さま、従業員等の全てのステークホルダーとの適切な協働に努め、その権利や立場を尊重する企業文化・風土を醸成します。
- (3) ディスクロージャーの充実による適時適切な情報開示を通じて、経営の透明性を確保します。
- (4) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、業務執行の実効性の高い監督と迅速な意思決定を行います。
- (5) 株主の皆さまとの建設的な対話を行い、適切な対応に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行では、コードの各原則について、全て実施しております。なお、引続き、コーポレートガバナンスの充実に向け、継続的な取り組みを進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

更新

当行では、コーポレートガバナンス・コードにおいて掲げられた各原則について、次の通り適切に実施しております。

【原則1-4】政策保有株式

当行では、次の通り(1)上場株式の政策保有に関する方針及び(2)政策保有株式に係る議決権行使基準を定め、政策保有株式について適切に対応しております。

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

・ 当行は、政策保有株式について、地域経済の発展や当行の企業価値の向上に資するなど保有意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。

・ 保有する株式については、

(イ) 銘柄毎に便益やリスクが保有株式にかかる資本コストに見合っているか、

(ロ) その企業の(a)地域経済への貢献度合い、(b)成長性・将来性、(c)銀行取引の中長期的採算性などを、取締役会で定期的に検証し、保有意義を確認しております。

なお、2019年12月の取締役会において、政策保有株式の検証を行った結果、約8割の銘柄が基準を満たしております。基準を満たさない銘柄につきましては、当該企業と取引採算向上や縮減に向けた対話を実施しております。

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

・ 当行は、議決権行使に当たって、当該企業の経営方針やコーポレートガバナンスの整備状況を勘案した上で、

(イ) 当該企業が中長期的な企業価値の増大や株主価値の向上に繋がる適切な意思決定を行っているかという観点や、

(ロ) 株主として不利益を被る可能性はないかという観点を踏まえ、総合的に賛否を判断します。

・ 特に、企業価値や株主価値に影響を及ぼす可能性について精査する項目は以下の通りです。

(イ) 財務の健全性に著しく悪影響を及ぼす可能性のある剰余金処分議案

(ロ) 赤字や無配が一定期間に亘る企業の取締役・監査役の選任議案および退職慰労金贈呈議案

(ハ) 買収防衛策議案 等

【原則1-7】関連当事者間の取引

当行では、当行及び株主の皆さまの共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することがないよう、役員等との関連当事者取引について、次の通り会社法及び銀行法その他の法令等に基づき適切に対応しております。

(1) 「取締役会規程」において、取締役及び執行役員の本行との取引及び競業取引の承認を取締役会決議事項として、また、当該取引完了後の実施結果を取締役会への報告事項として定め、適切な監視を行っております。

(2) なお、「関連当事者の開示に関する会計基準」に該当する取引がある場合は、同基準に基づき事業報告、有価証券報告書及びディスクロージャー誌で、適切に開示しております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当行は、年金運用体制として、広島銀行企業年金基金の職員を兼務する形で人事総務部内に年金運用担当を配置しており、市場取引・財務等の専門的な知識を有する人材と連携して、運用方針やポートフォリオの資産配分等を審議する体制としています。また、積立金の運用を安全・効率的に行うことをはじめとした「年金資産の運用に関する基本方針」および「年金資産の運用ガイドライン」を作成しており、それらを運用受託機関に対して交付した上、運用受託機関の運用状況の確認を随時行っております。

なお、同基金では、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない旨、規約で定めている他、業務を執行する理事8名、同基金の業務を監査する監事2名について、任期を定めて選任しております。

【原則3-1】情報開示の充実

当行では、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高める」ことを定め、適時適切な開示を行っております。加えて、開示する情報が、株主の皆さまと建設的な対話を行ううえでの基盤になることを踏まえ、正確で分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努めております。

なお、以下の1. から5. の事項に係る当行の取組み・実施状況は、それぞれ以下に記載の通りです。

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

- ・ 当行では、以下の【経営理念】に基づく健全経営に徹するとともに、地域のリーディングバンクという誇りと使命感を持ち、〈ひろぎんグループ〉の総合力を発揮して、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取ることを目指します。

【経営理念】

〈経営ビジョン〉

- ・ 地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある〈ひろぎんグループ〉を構築する。

〈行動規範〉

- ・ ひろぎんグループは、5つの行動規範に基づく健全経営に徹します

1. 地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します
2. お客さまのご満足とご安心の向上に取組みます
3. 企業価値の持続的な向上に努めます
4. 明るく働きがいのある企業をつくります
5. 高いレベルのコンプライアンスを実践します

- ・ 上記の【経営理念】のほか、経営方針・経営計画については、随時、決算短信等において開示しております。

2. 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

- ・ 本報告書「1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

- ・ 当行では、次の方針と手続きに基づき、持続的成長に向けた健全なインセンティブに加え、透明性、客観性及び公正性の観点を踏まえ、決定しております。

(1) 役員の報酬については、同規模他行の役員報酬の状況、過去からの支給実績及び従業員の給与水準等を総合的に勘案し、取締役及び執行役員は、取締役会決議により、また、監査役は、監査役協議により決定します。ただし、取締役・監査役の報酬については、株主総会で決議された総額の範囲内で取扱うものとします

(イ) 取締役(社外取締役を除く)については、役位別の確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬制度により構成し、当行業績及び株主利益との連動性に配慮のうえ、適切な割合に設定しております。

なお、株式報酬制度は、役員報酬BIP(Board Incentive Plan(以下同じ))信託と称される仕組みを活用した制度であり、対象役員の報酬額を原資として当行株式が信託を通じて取得され、退任時に当行株式の交付及び当行株式の換価処分金相当額の金銭の給付が行われます。

(ロ) 執行役員については、役位別の確定金額報酬、賞与及び株式報酬制度(役員報酬BIP信託)により構成し、当行業績及び株主利益との連動性に配慮のうえ、適切な割合に設定しております。

(ハ) 社外取締役及び監査役については、中立性を確保するため、業績や株価に連動する要素を含めず、確定金額報酬のみとします。

(2) なお、取締役及び執行役員の報酬の決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成する報酬・指名諮問委員会を設置しております。同諮問委員会において、報酬水準・内訳(確定金額報酬、業績連動型報酬、株式報酬の比率)について適切性・妥当性等の審議を行い、その審議の結果を踏まえ、上記(1)の取締役会決議により一任された代表取締役会長及び代表取締役頭取の2名が協議の上、具体的金額を決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

- ・ 当行では、取締役会において、次の方針と手続きに基づき、透明性、客観性及び公正性の観点を踏まえ、決定しております。

(1) 取締役については当行の経営管理を、また、監査役については当行取締役の職務執行の監査を、的確、公正かつ効率的に遂行できる知識・経験・能力を有するとともに、十分な社会的信用がある者を候補者として指名します。なお、指名にあたっては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保することに留意します。

(2) 取締役及び監査役の候補者については、知識・経験・能力を踏まえ、代表取締役が取締役会に提案し、その決議によって決定します。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ることを条件とします。

(3) 執行役員については、業務に精通し、人格・見識・実行力ともに優れ、その職務を全うすることのできる者を、代表取締役が取締役会に提案し、その決議により選任します。

(4) なお、取締役及び執行役員の決定プロセス(選任、解任)における透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会を設置しており、同諮問委員会における審議を踏まえ、これを決定します。

5. 取締役会が上記4. を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

- ・ 当行では、個々の取締役及び監査役候補の略歴等について、「株主総会招集ご通知」参考書類に掲載し、株主の皆さまの閲覧に供しております。なお、今後とも、当該略歴等及び選任・指名理由(解任の場合は解任理由)について、より詳細な記載を検討し、記載内容の充実に努めてまいります。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲の明確化

当行では、「取締役会規程」において、取締役会決議事項を定めております。一方、取締役会決議事項以外の事項については、取締役会が決定した基本方針に基づき経営全般の重要事項を協議決定する経営会議、重要な貸出案件を協議決定する審査会等、代表取締役以下経営陣に委任することとし、迅速かつ効率的な業務執行に努めております。

なお、取締役会は、経営に重大な影響を与える事項等を取締役会報告事項として詳細に定め、定期的に、または必要に応じて随時、取締役会が業務執行状況について報告を受ける体制を構築しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当行では、会社法で定められた社外取締役の要件及び株式会社東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に基づいて、独立役員である社外取締役を選任しております。

なお、独立社外取締役につきましては、それぞれの専門分野での豊富な経験と幅広い見識に基づき、中立の立場から公正かつ客観的な意見を表明することで、取締役会等における議論に積極的に貢献できる人物を選任しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成に関する考え方

当行では、経営意思決定の迅速化による経営効率化を図るため、定款において、取締役の員数を15名以内と定めております。また、取締役会は、その役割・責務を果たすため、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性の確保を重視し、当行の業務に精通した社内取締役と、専門分野での豊富な経験と幅広い見識を有する社外取締役で構成します。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の他の上場会社の兼任状況

当行では、毎年、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を事業報告において開示しております。

なお、本報告書提出日現在、取締役および監査役の他の上場会社役員の兼任状況は、以下の通りでございます。

[兼任状況]

- | | |
|------------------|------------------------|
| ・池田 晃治 代表取締役会長 | 広島ガス株式会社 社外取締役 |
| ・清宗 一男 取締役常務執行役員 | ダイキョーニシカワ株式会社 社外監査役 |
| ・大迫 唯志 監査役 | 西川ゴム工業(株) 社外取締役(監査等委員) |

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性の分析・評価

取締役会は、内部統制システムの整備・運用状況について、事業年度ごと年度末に報告を受け、その実効性に問題のないことを確認しております。

なお、次の取組みにより、取締役会の実効性の向上に努めております。

- ・社外役員の選任と社外役員に対する取締役会資料の事前説明の実施
- ・事前説明会で社外役員から出された意見等の取締役会への反映
- ・経営会議・各種委員会等による事前の審議・論点整理
- ・取締役会決議事項・報告事項の随時の見直し、など

また、当行では、事業年度ごと年度末に、取締役及び監査役の自己評価をベースに、取締役会の実効性について分析・評価することとしており、2020年4月の取締役会において、2019年度の分析・評価を実施いたしました。

その結果、当行の取締役会は、構成員の知識・経験・能力のバランス、運営状況から総合的に判断し、実効性の高い経営監督機能を発揮していることを確認しております。また、取締役及び監査役がその役割・責務を適切に果たしていること、社外役員に対する十分なサポート体制が構築されていることを確認しております。

併せて、今後の経営環境を踏まえ、ダイバーシティへの対応や持株会社体制における業務拡大等について、より一層の取組みが必要との認識を共有いたしました。

引続き、当行の取締役会では、以上の分析・評価を踏まえて十分な議論を行い、対応の改善等を図っていくとともに、ガバナンスの強化に向けた取組みを進めてまいります。

【原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング方針

当行では、次の方針に基づき、取締役・監査役のトレーニングに努めております。

- (1) 取締役・監査役が、その役割・責務を実効的に果たすために必要な知識・情報を習得するなど自己研鑽に努めることを奨励・支援しています。
- (2) そのため、取締役・監査役を対象として、就任時及び在任中を通じて、外部機関・団体による各種研修・セミナー等を斡旋・提供するほか、当行内においても各分野の専門家等を招聘し、講演会・研修会等を実施します。
- (3) 上記の取締役・監査役に対する研修等に必要となる費用については、当行が負担します。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当行では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主の皆さまとの建設的な対話が不可欠と認識し、次の方針に基づき、IR活動の強化・充実に取組んでおります。

(1) IR体制

当行では、IR担当部署を総合企画部、IR統括責任者を総合企画部担当役員、IR事務連絡責任者を総合企画部長とし、株主の皆さまに各種の経営情報を適時適切にご提供する体制を整備しています。なお、株主の皆さまとの対話や面談には、代表取締役、総合企画部担当役員その他の役員が中心となって前向きに取組んでおります。

(2) IR活動の充実と株主の皆さまから頂いたご意見等のフィードバック

当行では、株主構成を踏まえ、機関投資家向け会社説明会や個人投資家向け会社説明会を開催するほか、国内外の株主の皆さまとの個別の面談を実施し、IR活動の充実を図っております。

また、株主の皆さまから頂いたご意見・ご要望については、経営陣幹部に対して適切にフィードバックし、経営の参考とすることはもとより、広く行内で情報共有し、サービス・業績の向上にも役立てております。

(注) IR活動については、後記Ⅲ. 2. IRに関する活動状況もご参照下さい。

(3) インサイダー情報の管理に関する方策

当行では、株主の皆さまの公平性や金融商品市場の公正性・健全性を確保するため、インサイダー情報の取扱いに関する規程を制定し、役職員に周知徹底するなどインサイダー情報の厳格な管理体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,134,200	5.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,194,100	5.17
明治安田生命保険相互会社	9,504,723	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	7,500,055	2.39
シーピー化成株式会社	7,463,861	2.38
日本生命保険相互会社	6,042,576	1.93
住友生命保険相互会社	6,038,000	1.93
中国電力株式会社	6,004,010	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,920,300	1.89
株式会社福岡銀行	5,500,460	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

—

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

更新

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
前田香織	学者										○		
三浦惺	他の会社の出身者										○		
新免慶憲	他の会社の出身者										○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前田香織	○	人的関係はありませんが、資本的関係があります(社外取締役による当行株式の保有:7,200株)。前田香織氏とは、通常の銀行取引があります。 *なお、前田香織氏の戸籍上の氏名は相原香織であります。	前田香織氏は、IT分野における学識者としての経験及び幅広い知識と高い見識を有しております。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当行社外取締役に在任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、選任しております。
三浦惺	○	人的関係はありませんが、資本的関係があります(社外取締役による当行株式の保有:6,000株)。三浦惺氏とは、通常の銀行取引があります。また、同氏が社外取締役を務める日本生命保険相互会社とは、通常の銀行取引及び資本的関係があります。	三浦惺氏は、日本電信電話㈱代表取締役社長及び取締役会長として経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。2016年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、選任しております。
新免慶憲	○	人的関係、資本的関係はありませんが、新免慶憲氏とは、通常の銀行取引があります。	新免慶憲氏は、日本銀行支店長および日本証券アナリスト協会の経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。同氏の経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に 相当する任意 の委員会	報酬・指名諮問 委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に 相当する任意 の委員会	同上	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役及び執行役員等の報酬・指名の決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の数 5名

監査役の数 5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合を開くなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うなど、効率的な監査の実施に努めています。また、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立ち会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている
人数 2名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋義則	公認会計士										○			
吉田正子	他の会社の出身者						△				○			
大迫唯志	弁護士										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋義則	○	人的関係はありませんが、資本的関係があります(社外監査役による当行株式の保有:7,200株)。高橋義則氏は、通常の銀行取引があります。	高橋義則氏は、公認会計士としての経験及び幅広い知識と高い見識を有しております。2015年より当行社外監査役に在任しており、引き続き公認会計士としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で監査機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、選任しております。
吉田正子		人的関係はありませんが、資本的関係があります(社外監査役による当行株式の保有:7,200株)。吉田正子氏は、通常の銀行取引があります。また、同氏が2013年4月から2015年3月まで代表取締役社長を務めていた(株)アンデルセン・パン生活文化研究所とは、通常の銀行取引及び資本的関係があります。また、同氏が社外取締役を務める損害保険ジャパン株式会社とは、通常の銀行取引及び資本的関係があります。	吉田正子氏は、(株)アンデルセン・パン生活文化研究所代表取締役社長として経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。2015年より当行社外監査役に在任しており、引き続き経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、独立性の有無に関わらず監査機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、選任しております。
大迫唯志	○	人的関係、資本的関係はありませんが、大迫唯志氏及び同氏が所長弁護士を務める弁護士法人広島総合法律会計事務所とは、通常の銀行取引があります。また、同氏が社外取締役(監査等委員)を務める西川ゴム工業株式会社とは、通常の銀行取引及び資本的関係があります。	大迫唯志氏は、弁護士としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で監査機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 5名

その他独立役員に関する事項

当行では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

- 業績連動型報酬制度の導入
社内取締役を対象に、当行の業績向上への貢献意識や士気を高めることを目的として、親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした業績連動型報酬を2010年6月に導入しています。
- 株式報酬制度の導入
社内取締役及び執行役員を対象に、役員報酬と当行株価の連動性を明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度(役員報酬BIP信託)を2017年6月に導入しています。
- その他
社外取締役及び監査役については、中立性および独立性を確保する観点から、業績連動型報酬制度・株式報酬制度の対象とせず、全て確定金額報酬としております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役

該当項目に関する補足説明

- 当行は、社内取締役を対象にした株式報酬型ストック・オプション(権利行使価額を1株当たり1円に設定した新株予約権を割り当てる制度)を年額1億5千万円を上限に導入しておりましたが、新たな株式報酬制度(役員報酬BIP信託)導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬枠は廃止しております。
- ただし、既に付与したストック・オプションとしての新株予約権のうち未行使のものは、存続いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員毎の報酬等については、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在せず開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社内取締役に対する報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬制度(役員報酬BIP信託)としています。また、社外取締役に対する報酬は、確定金額報酬としています。

なお、取締役の報酬の決定プロセスにおける透明性・客観性を確保するため、社外取締役をメンバーに含む報酬・指名諮問委員会(前掲)を設置しており、同諮問委員会における審議を踏まえ、これを決定します。

a. 確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としています。

b. 業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬率は次のとおりとしています。

【親会社株主に帰属する当期純利益】	【報酬率】
330億円超	120百万円
300億円超 ~ 330億円以下	110百万円
270億円超 ~ 300億円以下	100百万円
240億円超 ~ 270億円以下	90百万円
210億円超 ~ 240億円以下	80百万円
180億円超 ~ 210億円以下	70百万円
150億円超 ~ 180億円以下	60百万円
120億円超 ~ 150億円以下	50百万円
90億円超 ~ 120億円以下	40百万円
60億円超 ~ 90億円以下	30百万円
30億円超 ~ 60億円以下	20百万円
30億円以下	—

c. 株式報酬制度(役員報酬BIP信託)において信託に拠出する上限額は、3事業年度を対象として、合計9億円としています。(なお、信託に拠出する上限額には、社内取締役のほか、執行役員の報酬分を含んでいます。)

監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており、報酬限度額は月額7百万円としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当行は、社外取締役及び社外監査役が当行外の場所でも取締役会議案・報告資料を事前に閲覧・確認できるシステムを導入しており、その閲覧用の端末を配付しています。加えて、取締役会に係る事務を所管する秘書室及び各所管部が社外取締役及び社外監査役に対して資料の事前説明会を開催しているほか、行内規定・通達等の行内情報を閲覧できる環境を整備するなどのサポート体制を構築しています。

また、社外監査役を含む監査役の職務を補助する専任部署として監査役会事務局を設置し、監査役会事務局の業務を統括する事務局長を任命しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高橋 正	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等	非常勤/報酬無	2012/6/27	終身
角廣 勲	特別顧問	当行にとって重要な経済団体活動、社会貢献活動等	非常勤/報酬有	2018/6/27	2022年6月まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

- ・ 当行に相談役制度はありませんが、元代表取締役会長・元代表取締役頭取を特別顧問・名誉顧問とする場合があります。
- ・ 特別顧問は、当行にとって重要な経済団体活動、社会貢献活動等に従事することを職務とし、任期は2年(最長4年)で、その職務に見合った報酬を支給しております。特別顧問退任後、経済団体活動、社会貢献活動等を担う目的で名誉顧問に就く場合があります。なお、名誉顧問は、任期の定めはなく終身とすることができますが、無報酬としております。
- ・ 特別顧問・名誉顧問は経営の意思決定に関与しておらず、経営陣による定例報告等も実施しておりません。従って、ガバナンス上の問題はないものと考えております。
- ・ 特別顧問・名誉顧問の選解任は、任意の報酬・指名諮問委員会(代表取締役2名・社外取締役3名の計5名で構成)で審議を行った上で、取締役会にて決議しております。
- ・ 顧問制度の運営については、行内で基準を定めております。
- ・ 現時点の上記顧問の報酬総額は、4.8百万円です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行の取締役は、社外取締役3名を含めた9名で構成し、経営の意思決定、業務執行の監督という位置付けから、取締役会を原則月1回開催しています。また、取締役会で決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項を協議決定する機関として、会長・頭取のほか各部門の担当役員をメンバーとする経営会議を設置し、原則週1回開催しています。加えて、取締役会の基本方針に基づく重要な貸出案件について協議決定する機関として、会長・頭取のほか審査部門等の担当役員をメンバーとする審査会を設置し、原則週1回開催しています。なお、当行は、定款において、取締役の員数を15名以内とし、年度ごとの経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、任期を1年としています。

また、当行は、執行役員制度を導入し、取締役会による監督の下で、代表取締役と執行役員(部門担当役員及び地区担当役員)が業務執行を担う体制としており、取締役が担うべき経営の重要事項に係る意思決定機能及び業務執行の監督機能と執行役員が担うべき業務執行機能を分離し、取締役と執行役員がそれぞれの役割と責任を果たすことで、業務の適正確保と持続的な企業価値の向上を図っています。

社外取締役は、取締役会において、内部監査、監査役監査及び会計監査の結果並びに内部統制部門からの統制状況に係る報告を受け、社外の視点から経営監督を行う役割を担っています。特に、内部監査部門及び内部統制部門からは、取締役会議案及び報告資料の事前説明を詳細に受け、事前説明又は取締役会の場で、適切な提言・助言を行うなど、社外取締役による経営監督機能の実効性の向上に努めています。

また、特定業務の遂行を目的とする特別機構(働き方改革推進本部、システム障害等対策本部等)や特定事項について調査、研究又は協議調整を行うことを目的とする委員会(長期経営計画委員会、営業戦略委員会等)を設置し、関連部門の担当役員及び部長等をメンバーとして運営しています。各特別機構・各委員会は、定期的又は必要に応じて随時開催され、経営上の主要課題や部門横断的な施策・検討事項に取組んでいます。特別機構・委員会で合意又は協議された事項は、必要に応じて取締役会又は経営会議等に付議又は報告されるなど、当行のガバナンス強化や業務運営の健全性・適切性の向上に寄与しています。

当行の監査役は、社外監査役3名を含めた5名で、監査役会は、毎月1回に加え、適時開催しており、各監査役は、取締役会等に出席し、経営の意思決定に際し、適切な提言・助言を行っています。

社外監査役を含む各監査役は、内部監査部門あるいは会計監査人と積極的に意見及び情報の交換を行うほか、内部監査部門の営業店監査や会計監査人の往査に立ち会うなど、緊密な連携を図り、効率的な監査の実施に努めています。加えて、各監査役は、内部統制部門から、内部統制システムにおける各体制の整備状況及び各体制の実効性に影響を及ぼす重要な事象について、対応状況を含め定期的又は随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める、又は助言、勧告を行うなど監査役の立場から内部統制システムの整備・強化に努めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当行では、以下の理由・目的から、監査役設置会社形態を採用し、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

- ・ 銀行業務・銀行経営に関する専門的知識や豊富な経験を有し当行の業務の運営・執行状況を詳細に把握している社内取締役が、取締役会の構成員として、経営上の意思決定や他の取締役の職務執行状況を監督する体制が、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、業務の適正を確保していくうえで重要であること
- ・ 監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役が、取締役の職務の執行を監査していくことが、経営監視機能として有効であること
- ・ 独立性の高い社外取締役及び社外監査役が、それぞれ中立の立場から公正かつ客観的な経営監督機能及び監査機能を発揮し、取締役の職務の執行状況や内部統制の運用状況などについて、適切な提言・助言を行っており、経営監視の面で十分な体制が整備されていること

なお、持株会社体制移行(2020年10月1日予定)後、持株会社において監査等委員会設置会社形態を採用し、グループ経営の管理強化及び実効性の高いグループガバナンスの構築に努めてまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月25日開催の第109期定時株主総会の招集通知を6月4日(法定期日の6日前)に発送しています。 なお、招集通知の内容については、5月28日から株式会社東京証券取引所及び当行のホームページに掲載しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主サービス向上の一環として、2005年6月から導入しています。株主は、招集通知に記載の要領に従って株主名簿管理人のホームページより議決権の行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、株式会社東京証券取引所ホームページ内に掲載しています。
その他	招集通知のホームページ上の掲載、説明資料等のビジュアル化を実施する等、株主の皆さまに対する説明に配慮した取組みを実施しています

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当行では、株主の皆さまとの建設的な対話を図るため、個人向け会社説明会を地元で開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当行では、株主の皆さまとの建設的な対話を図るため、国内機関投資家を対象とした会社説明会を半期ごとに開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当行では、当行株主の多様化を企図し、米国・欧州等においてIRを継続実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	国内機関投資家向け及び地元・個人向け会社説明会資料を当行ホームページに掲載しています。(URL https://www.hirogin.co.jp)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 総合企画部 IR統括責任者: 総合企画部担当役員 IR事務連絡責任者: 総合企画部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行では、「経営理念」を構成する「行動規範」において、各ステークホルダー(地域社会、お客さま、株主の皆さま、従事者)に対する基本姿勢を定め、当該立場を尊重する旨を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、CSR経営の推進が地域社会・お客さまの成長への貢献及び当行の企業価値の向上に繋がるとの考えのもと、広報・地域貢献室を統括部署として設置のうえ、全行を挙げて社会貢献・環境保全活動に取り組んでいます。 また、SDGs/ESGに係る対外発信機能の強化を図るため、広報・地域貢献室内に「SDGs/ESG担当」を設置するなか、統合報告書の発行を開始(2019年7月)する等情報開示の拡充に努めています。 更に、SDGsの達成に向けた当行グループの取組方針を各ステークホルダーに示していくため、「〈ひろぎんグループ〉SDGs宣言」を策定・公表するとともに、「TCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)提言への賛同を表明し、気候変動リスクが当行経営に与える影響の把握、適切な情報開示を進めています。

その他

当行は、コーポレート・ガバナンス及び業務の適正を確保する体制の強化に向け、社外取締役・社外監査役を計6名選任していますが、そのうち2名を女性としており、多様な意見を経営に反映できる体制を構築しています。

加えて、「中期計画2017」の「人財戦略」の重点項目として、『働き方改革』の推進』を掲げ、生産性向上に向けた「仕事の進め方の見直し・柔軟な働き方の推進」に取り組んでいます。また、『多様な人財が特徴を最大限活かし活躍できる環境づくりの推進』を掲げ、性別にかかわらず本人の資質・能力により多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組んでおり、人材の多様性そのものを競争力の源泉とすべくダイバーシティの推進を図っています。そのなか、女性の活躍に向けた取組みについては、管理監督職への登用やキャリア形成支援に加え、育児休業制度、介護休業制度や短時間勤務制度等、仕事と家庭の両立支援に係る諸制度の整備を実施しています。

また、男性の育児参加についても、広島県や広島県内の企業と「イクボス同盟ひろしま」に参加し積極的に応援する等、男女問わず仕事と育児の両立を支援しています。

その他、従事者およびその家族の心身の健康保持・増進が、付加価値の高いサービスの提供へ向けた全従事者の能力発揮のために極めて重要との認識のもと、健康経営の基本方針となる「広島銀行健康経営宣言」を策定し、健康経営に積極的に取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・当行は、経営ビジョンとその経営ビジョンを具体的に展開する上での基本的な考え方を示した行動規範の、二つで構成する経営理念のもと、お客さまや地域社会、株主、市場、従事者など全てのステークホルダーからの真の信頼を勝ち取るため、健全で透明性の高い経営を目指しています。

*経営ビジョン・行動規範の内容については、前掲

・そのため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、都度必要な見直しを行っています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するなか、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めています。併せて、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めるとともに、「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表し、お客さま本位の業務運営の実践を徹底しています。その上で、法令等遵守及び顧客保護等管理を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を決議しています。また、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、従事者が、リスク統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を整備しています。

・加えて、「倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社(信販会社等)との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定め、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。

・さらに、「倫理規程」において、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。

・その他、金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。

(運用状況の概要)

・取締役会は、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」等の各種報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営されていることを確認するとともに、改善が必要な事項がある場合には、都度、改善・是正をしています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。

・加えて、「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者が閲覧できるよう整備しており、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定めています。

・また、行内諸規程において、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報の保存についても定め、適切な情報保存・管理態勢を構築しています。

(運用状況の概要)

・取締役会議事録を取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。

・その他の重要な情報についても、各部店において適切に保存及び管理しています。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため「統合的リスク管理規程」を制定し、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図っています。その上で、半期ごとに「リスクアペタイト・ステートメント」を決議し、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。併せて、当行のビジネスモデルやリスク認識を踏まえた、適切なリスクテイクの推進やリスク・リターン最適化を図るため、RAF(リスクアペタイト・フレームワーク)の構築に取り組んでおります。
 - ・また、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。
 - ・加えて、「危機管理規程」において、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクに適切に対応するため、「業務継続計画(BCP)」として優先して継続する重要業務等を定めています
- (運用状況の概要)
- ・取締役会は、「統合的リスク管理の状況」等の各種報告を受け、適切なリスク管理がなされていること、リスクに対して十分な自己資本を確保していることを確認しています。併せて、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングするなか、対応策を審議・検討しています。
 - ・また、定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当行では、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任しています。
 - ・また、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備しています。
- (運用状況の概要)
- ・経営会議・審査会において、経営全般の重要事項・重要な貸出案件を決議・審議するとともに、諸規程に基づき報告を受ける等、効率的な業務運営を実施しています。
 - ・また、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。
 - ・併せて、「部門担当役員制度」及び「地区担当役員制度」を整備し、取締役会で選任された部門担当役員が本部の担当部門の企画・管理業務等に、また、地区担当役員が担当地区の支店の営業推進等に専念・特化する体制とし、それぞれの役割と責任を明確にすることで業務運営の健全性・適切性の向上及び収益力の強化を図っています。

(5)当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています
- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ・「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切に対応しています。
 - ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・グループ会社のリスク管理・危機管理に関する指導・管理は、当行の「統合的リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づいて実施することを定めています。
 - ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・グループ会社の業務運営に関する指導・管理は、グループ会社全体の統括管理部署と業務所管部署が連携して行うことを定めています。
 - ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・グループ会社の法令等遵守に関する指導・管理は、当行の「コンプライアンス規程」に基づいて実施することを定めています。

(運用状況の概要)

- ・取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。
- ・また、グループ会社の業務を所管する部署が当該グループ会社の適切かつ効率的な業務運営に係る指導・管理を行うとともに、所管する部署の部門担当役員・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。
- ・加えて、当行の内部監査部門がグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告するなど、適切なグループ会社の運営・管理態勢を構築しています。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当行では、監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役会の指揮下に置いています。

(運用状況の概要)

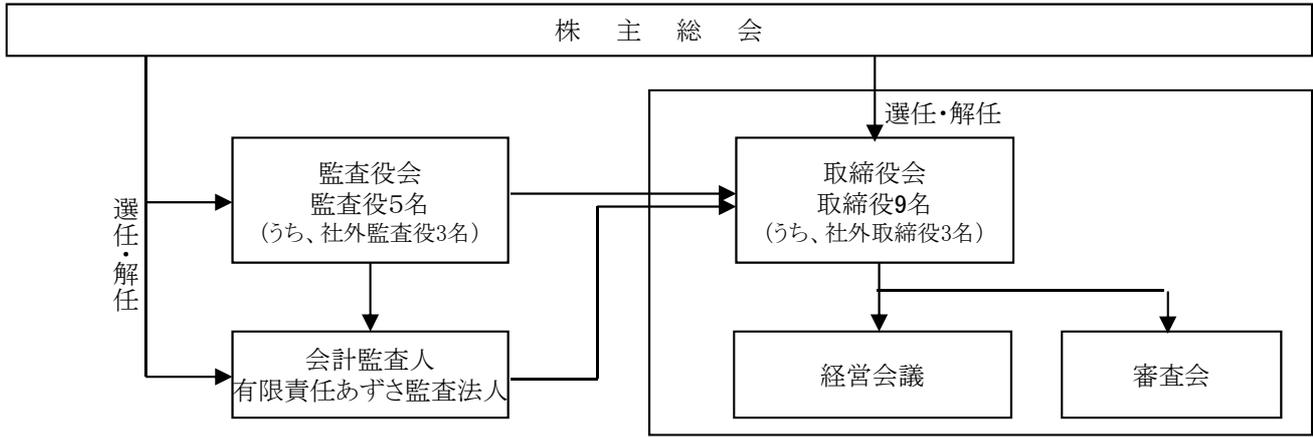
- ・「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助しています。また、監査役会事務局長の異動・評価・賞罰等の人事について、人事総務部は監査役に協議することとしています。

(7)監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当行では、「服務規程」、「コンプライアンス規程」において、監査役への報告ルールを整備し、法令等に違反する行為等が発生した場合には、リスク統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。
- ②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - ・「グループ会社運営・管理規程」において、法令等違反行為発生時における監査役への報告ルールのほか、「ホットライン制度」をグループベースで整備しています。具体的には、法令等遵守に係る諸問題について、グループ会社内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、グループ会社従事者が、当行のリスク統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる制度を整備するとともに、当該報告が法令等違反行為発生に該当する場合、リスク統括部長から監査役に直ちに報告することを定めています。

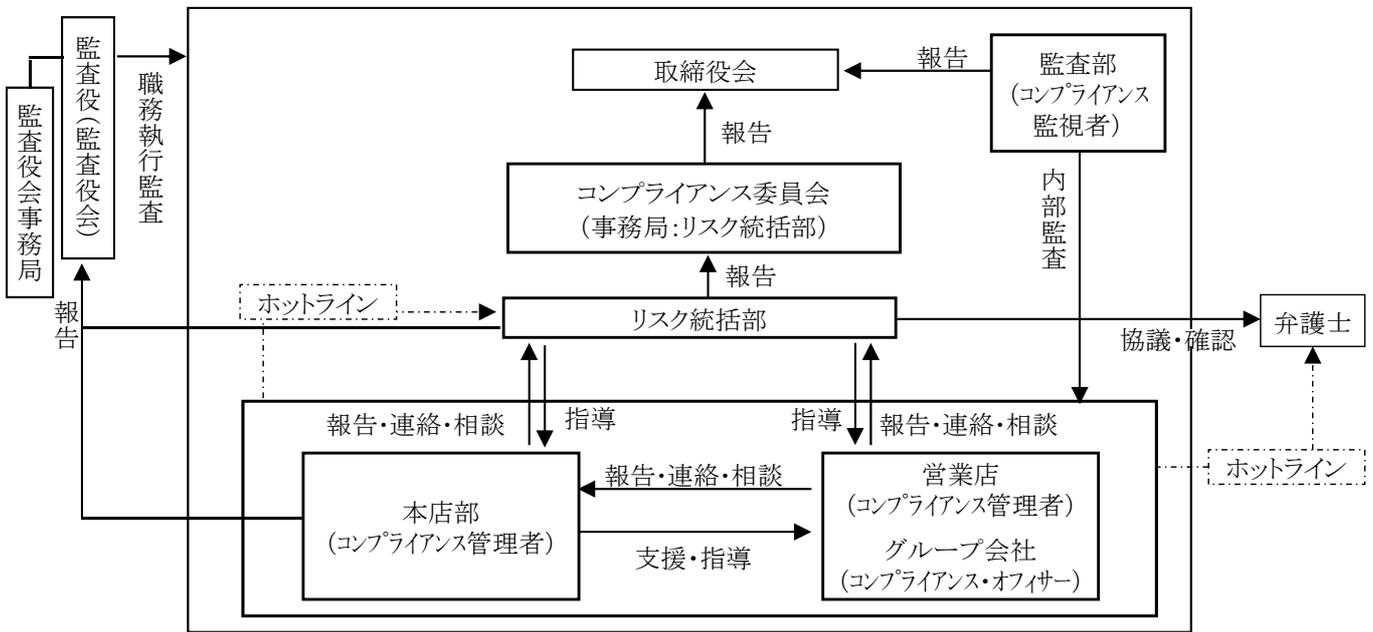
* 参考資料「模式図」

(業務執行・経営の監視の仕組み)

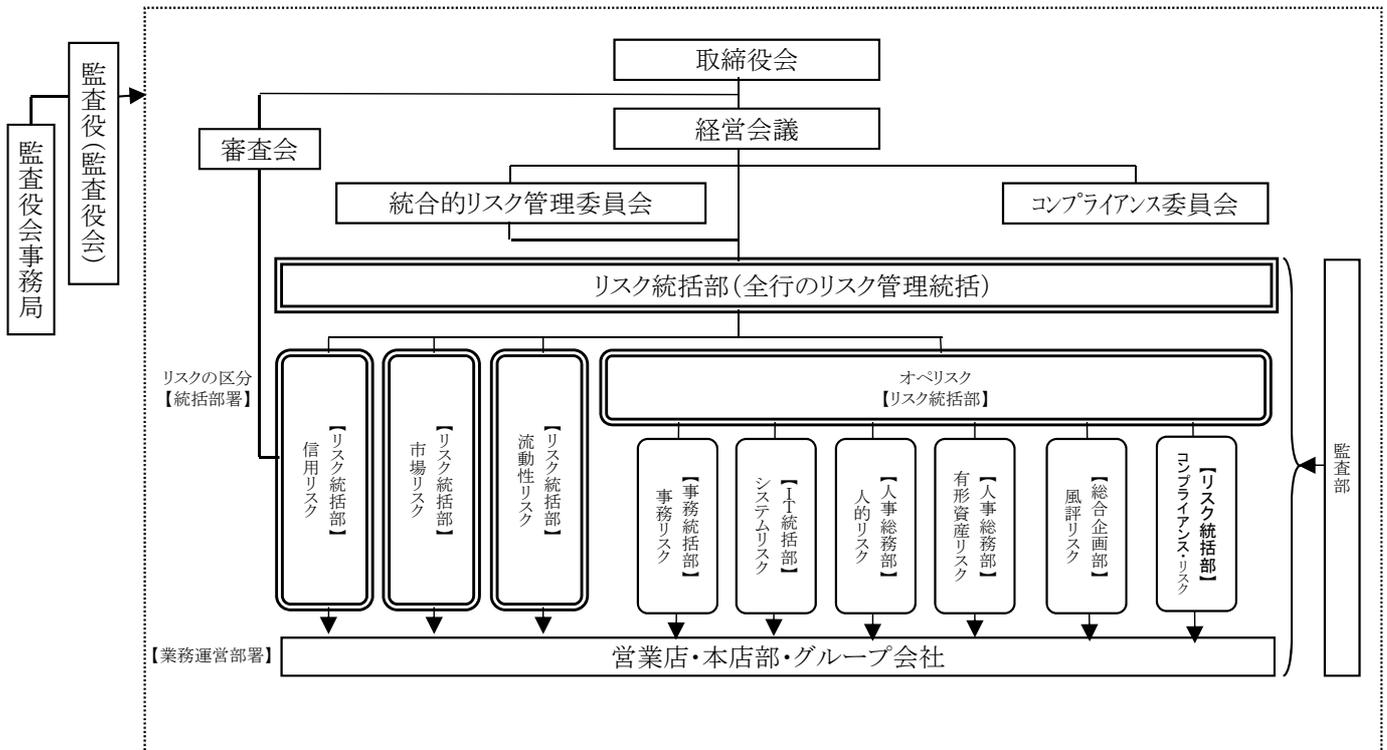


※上記のほか、取締役を兼務しない執行役員16名(2020年6月26日現在)を取締役会で選任し、業務を執行させております。

(法令等遵守体制)



(リスク管理体制)



・適時開示に係る社内体制図

